

B: 日本標準産業分類第14回改定に関する国・地方公共団体等からの意見に際する改定原案への反映

No	通番	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由
B-106	総務省	O 教育, 学習支援業	8299	説明文	「8299 他に分類されない教育, 学習支援業」について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	「8299」は教育、学習支援業を営む事業所で、「8249」は教養、技能、技術などを教授する事業所となっているが、「8299」に料理学校や洋裁学校が含まれている。これらは、教育、学習支援ではなく、技能、技術の教授ではないのか。「教育、学習支援」と「教養、技能、技術」について明確にいただきたい。	第8回	文部科学省	説明文及び内容例示の修正を行う。	8299に分類される事業所の定義を明確にし、8249との紛れが生じないよう、以下の点を踏まえて説明文の修正を行う。 ●現行8299の内容例示は、第11回JISIC改定において「大分類O-教育, 学習支援業」が新設された際に、細分類「7799他に分類されない教育, 学習支援業」が設定され、その内容例示として、大分類L-サービス業の「9192職業訓練施設」から移項させたものである。9192では、「学校教育に類する教育を行う施設で、専修学校、各種学校でない施設」とされていた。 「学校教育に類する教育を行う施設」とは、教育基本法第6条第2項によると、「体系的な教育が組織的に行われる」という要件を満たすものと考えられる。 ●現行8299の内容例示にある、専修学校及び各種学校ではないが、専門技能等の習得を目的とする教育施設について、そのカリキュラム等の内容を確認したところ、免許や資格取得のための課程や特定の職種に就くための技能の習得を目的とした課程が設けられていることが認められた。  内容例示については、実態を踏まえた見直しを行うとともに、8249から「家庭教師」を移動し、改定意見の提出のあった「通信教育(学校教育の補習)」についても、家庭教師と同様に、学習塾に含まれない事業所として8299の例示に記載する。
B-148	経済産業省	L 学術研究専門・技術サービス業	7261	説明文	「7261 デザイン業」の説明文及び内容例示について、時代に即した記述や名称に改めていただきたい。  【デザイン業】 主として人工物・人工環境のデザインに関する専門的なサービスを提供する事業所をいう。 本分類には、ロゴタイプ・シンボルマーク・ポスターなどのグラフィックデザイン、包装用袋・包装用容器などのパッケージデザイン、陶磁器・漆器などのクラフトデザイン、装身具などのジュエリーデザイン、織物地・衣服などのテキスタイル・ファッションデザイン、生活用品・事務用品・輸送機器などのプロダクトデザイン、室内空間・家具などのインテリアデザイン、標識・看板・案内板などのサインデザイン、展示空間・店舗空間などのディスプレイデザイン、都市空間・造園空間などのランドスケープ・環境デザイン、ウェブサイト・ソフトウェア・サービス・インタラクティブシステムなどのUI(ユーザー・インターフェース)・UX(ユーザー・エクスペリエンス)デザイン・サービスデザイン・システムデザインを行う事業者が含まれる。 ただし、ソフトウェア業は小分類391、広告制作業は小分類415[4151]、芸術家業は小分類727[7271]、建築設計業は小分類742[7421]、機械設計業は小分類743[7431]に分類される。	我が国のデザイン業は、1950年代から職能団体が設立され始めて以降、約70年の間にデザイン対象である各種人工物・人工環境の特性に応じて専門分化が進行。また、特に2000年代以降には、コンピューターやインターネットの普及により、デジタル分野における新たなデザイン対象の領域も確立された。 一方、現行の日本標準産業分類における「デザイン業」の説明文では、同業を「工業デザイン」「商業デザイン」「その他」の大きく3つに大別しているところ、現代においてこのような分類は既に一般的ではなくなっている。また、内容例示は、伝統的な領域に限れており、網羅性・バランスを欠いている。 以上のように、経済の成熟や技術の進化に伴い、デザイン業の領域が発展・拡大してきた中、同業に係る今後の正確な公的統計のためには、隣接する他の小分類との棲み分けも考慮しつつ、同業の説明文及び内容例示を時代に即したものに更新する必要がある。 更新案の作成に当たっては、2019年に設定された「サービス分野の生産物分類」(総務省)におけるデザインサービスの分類項目、及び諸外国・地域の公的機関が採用している分類項目(2020年度に独自調査)等を参考にした。 なお、上記の「サービス分野の生産物分類」におけるデザイン分類では、8項目(インテリアデザイン、インダストリアルデザイン、グラフィックデザイン、テキスタイルデザイン・ファッションデザイン、パッケージデザイン、ディスプレイデザイン、デジタルメディアデザイン、その他のデザイン)が設定されている。また、諸外国・地域におけるデザイン分類には、我が国の「サービス分野の生産物分類」と同等か、より現代的かつ先進的な分類が見られる。	第7回	経済産業省	説明文及び内容例示を修正する。	経済の成熟や技術の進化に伴い、デザイン業の領域が発展・拡大してきた中、同業に係る今後の正確な公的統計のためには、隣接する他の小分類との棲み分けも考慮しつつ、同業の説明文及び内容例示を時代に即したものに修正する必要があるため。 なお、デザイン業に該当しない業種に係る定義及び内容例示については、「特定サービス産業実態調査」(経済産業省)及び「サービス産業動向調査」(総務省統計局)を参照した。